

飛驒市やさしいまちづくり応援事業

令和8年度事業 募集要項



H I D A C I T Y

飛驒市

令和8年2月

1.【事業概要】

飛騨市では、子どもから高齢者まですべての市民があんきに暮らせる、やさしいまちづくりに対する活動を応援します。(弱い立場の方を支援する福祉事業)

市民自ら地域や生活の課題などについて考え、皆が支え合う地域社会の実現を目指すべく、地域福祉の推進や、福祉のまちづくりにおける課題解決の活動を行う団体を公募し、審査に合格した団体に対し活動費等の一部を助成します。

2.【対象となる団体】

対象事業(活動)に取り組む市内各種団体(規約等が整備されている団体に限る)
ただし、以下の団体等は対象外とします。

- (ア) 構成員が3人未満の団体
- (イ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体
- (ウ) 暴力団や暴力団員の統制下にある団体
- (エ) 団体名の口座を所有していない団体

3.【助成対象事業】

福祉に関する事業(弱い立場の方々を支援するための事業)

- (ア) ひとり親家庭を支援する事業
- (イ) 障がい児者を支援する事業
- (ウ) 高齢者を支援する事業
- (エ) 地域福祉ボランティア活動事業
- (オ) その他、福祉分野における課題を解決するための事業

※(オ)に該当するその他助成事業として以下のような支援も対象とします。

①<福祉分野活動における利用料助成事業>

暮らしに困難を抱える家庭等に対して、団体が行う事業の利用料を軽減する場合に、団体が負担した軽減額を助成します。

例:(ア) 学習支援事業や居場所づくり事業等への利用料の助成

- (イ) 困難を抱える子ども等が体験活動等へ参加した場合の参加費助成
- (ウ) その他当事業の趣旨に沿った内容と思われる事業の利用料の助成

②<福祉分野活動の物品購入助成事業>

暮らしに困難を抱える子どもや、子育て家庭を支援する事業に必要な物品の購入について助成します。

条件:(ア) 支援活動事業を行うにあたり、継続して使用するもの。(単発イベントで使用するものは対象となりません。)

- (イ) 1年以上使用し、形として残るもの

4.【事業の対象実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5.【応募方法】

(1)応募期間

令和8年3月2日(月)～令和8年9月30日(水)

※随時受付

(2)提出先

〒509-4221

飛驒市古川町若宮二丁目1-60

飛驒市役所 市民福祉部 総合福祉課社会福祉係

※持参される場合は、各振興事務所の市民福祉係でも可能です。

(3)応募申込書の提出

別紙様式①「飛驒市やさしいまちづくり応援事業応募申込書」、別紙様式②「飛驒市やさしいまちづくり応援事業プラン概要書」に必要事項を記入のうえ、上記提出先まで郵送又は持参してください。

(4)応募の注意事項

- ・提出された応募申込書一式は返却しません。
- ・応募申込書等については、その写しを審査委員等に配布します。(個人情報を除く。)
- ・応募申込に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。

6.【助成金内容】

(1) 助成金 上限30万円(予算の範囲内)

(2) 助成率 10/10

(3)助成対象経費

助成対象事業の実施に係る経費。ただし、次の経費を除く。

ア 助成対象事業以外の目的にかかる管理運営費

イ 助成対象事業以外の目的にかかる備品購入費

ウ 助成対象者自らの飲食にかかる経費、団体構成員に対する人件費、謝礼等

エ 宗教性を有する又は信仰の対象となる物又は経費

オ 政治活動にかかる経費

カ 参加者等からの費用弁償で賄われている経費

キ その他本事業に適さないと認められる経費

※事業実施に真に必要な施設の改修、修繕等の経費は対象とします。(該当の場合は要相談)

ただし「事業実施に真に必要な施設の改修、修繕等の経費」は、1団体1回に限り申請可とします。

7.【選考方法】

(1)選考審査

募集期間終了後、「審査基準」に基づき応募申込書に記載された内容を審査し、本事業の対象となる事業プランを選考します。審査にあたっては、書類審査とヒアリングを行います。なお、必要に応じ訪問調査をする場合があります。選考結果は、各応募団体に直接通知します。

(2)審査基準

- ①地域における高齢者、障がい者、子ども等に関する生活課題に取り組んでいるか。地域や生活課題を適切に捉えているか。募集要項にある対象団体として適正か。
- ②地域住民が主体となって、地域や生活の課題を考え、あんきに暮らせるやさしいまちづくりにつながる活動であるか。
- ③地域住民との連携及びボランティアや寄付者など幅広いサポートを得ようとする取り組みか。事業を確実に実施するための体制は十分か。
- ④継続的でボランティアな活動であるか。助成終了後も継続した活動が見込まれる活動か。
- ⑤先駆的な活動や取り組みであるか。活動内容は、従来の地域活動とは異なった視点や、工夫、アイデアが見られる活動か。

(3)審査員

外部より5名程度を予定

8.【助成活動に関わる報告】

(1)活動予定報告書、補助金交付申請書等の提出

助成対象として決定した事業については、決定後2週間をめどに別紙様式③の「飛驒市やさしいまちづくり応援事業活動予定報告書」をご提出いただきます。活動予定報告書の内容を、ホームページ等で紹介し、活動を広く周知します。

また、飛驒市補助金交付規則に基づき、補助金交付申請書等もご提出いただきます。

(2)助成活動期間終了後の提出書類

当該活動終了時に、別紙様式④の「飛驒市やさしいまちづくり応援事業活動報告書」等をご提出いただきます。

- ・事業実績報告書、収支報告書、活動報告書
- ・助成活動の実施状況を示す写真、資料等
- ・領収書、受領書の写し
- ・その他事務局が提出を求める書類

※実績報告等に基づいて交付額を確定し、確定通知書を交付します。これに基づき補助金交付請求をご提出いただきます。

※活動報告書にて、事業の効果や成果を報告いただき、ホームページ等で市民へ活動実績を紹介します。

9.【注意事項】

- ・飛騨市やさしいまちづくり応援事業を受けて実施する場合には、飛騨市補助金交付規則(平成16年飛騨市規則第43号)及び飛騨市やさしいまちづくり応援事業助成金交付要綱を遵守してください。
- ・助成対象となった場合、団体名、代表者氏名、所在地、活動内容、助成金額を公表させていただきます。ご了承のうえ、申請してください。
- ・申請書に記載いただいた個人情報、選考審査に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。
- ・提出いただいた書類は返却できません。
- ・次の場合には、助成金の返還を求められます。
 - (1)申請内容に虚偽があることが判明した場合
 - (2)申請した活動を取りやめた場合
 - (3)助成の対象について、重複して資金助成を受けた場合
- ・選考結果や、選考内容に関するお問い合わせには応じることができません。
- ・**本募集は令和8年度予算が約束されるものではありません。予算が成立しなかった場合、本事業は実施されません。**

10.【事業の流れ】



11.【問い合わせ先】

飛騨市やさしいまちづくり応援事業に関するお問い合わせや各書類の提出先は次のとおりです。

〒509-4221

岐阜県飛騨市古川町若宮二丁目1-60 ハートピア古川内

飛騨市役所 市民福祉部 総合福祉課 社会福祉係

電話 0577-73-7483

FAX 0577-73-3604